

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
株式会社バイク王&カンパニー
代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年2月24日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年2月25日(金曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 第24期(2020年12月1日から2021年11月30日まで)事業報告および
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第24期剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件
第5号議案 取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)等
に対する株式報酬等の額および内容決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額および内容決定
の件

以 上

-
- ◎株主総会当日の開場時刻は午前9時を予定しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.8190.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展、新規感染者数の大幅減少により、輸出や設備投資の回復が鮮明化し、個人消費においても持ち直しの動きが見られ、経済社会活動が正常化に向かっております。しかしながら、新型コロナウイルスの新たな変異株の登場により収束時期については見通しが立っておらず、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

当社が属するバイク業界におきましては、二輪免許新規取得者数が増加する等の環境変化が起きており、新車、中古車ともに需要は高まってきております。この背景には、近年のアウトドアブームに加えて、コロナ禍による人々の行動の変化としてリターンライダーや新規ライダーの増加に表れるバイク志向の高まりがあるものとみられています。

国内におけるバイクの保有台数は約1,034万台（前年比1.8%減）と前年を下回るものの、当社の主力仕入とする高市場価値車種である原付二種以上は約549万台（前年比1.1%増）と前年を上回っております^{*1}。また、新車販売台数も同様に約33万台（前年比0.9%減）と前年を下回るものの、高市場価値車種は約21万台（前年比3.4%増）と前年を上回っております^{*2}。

※1. 出所：一般社団法人日本自動車工業会(2020年3月末現在)

※2. 出所：一般社団法人日本自動車工業会(2020年実績)

このような市場環境のもとで、当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて、従来のバイク買取専門店としての「バイクを売るならバイク王」から、バイクに係る全てのサービスを総合的に提供する「バイクのことならバイク王」と言われるブランドへ進化を目指しております。そして、一人ひとりのお客様満足度のさらなる充実とともに長期にわたって多くのお客様に支持していただける企業になること、さらに、お客様とともにより豊かなバイクライフを創り上げていく企業となることを実現したいと考えております。

当事業年度では、従来から進めてきた複合店（買取およびリテールを展開する

店舗)における仕入力および販売力の強化をさらに推進し、より一層お客様満足度を高めるとともに、経営基盤の強化に努めてまいりました。

上記を踏まえ、バイクの仕入においては、効果的な広告展開、人員や体制の強化、仕入れキャンペーン等の実施により、高市場価値車輛の確保が継続できました。

リテールにおいては、マーチャンダイジング施策として商品ラインアップの適正化、店舗の新規出店(2店舗)、移転・増床(5店舗)、接客力向上、売り場改善による既存店の販売力強化および通信販売の強化を推進いたしました。また、優良な在庫を確保し続けたことにより高市場価値車輛の比率が上昇し、堅調なリテール市場の需要にも支えられ好調を維持しました。さらに、車輛とその用品・部品を取り扱うECサイトの運営を担う、子会社・バイク王ダイレクトを設立し、お客様との接点拡大を図りました。ホールセールにおいても同様に、高市場価値車輛の比率が上昇したことに加え、販売価格水準を維持するよう販売方法の工夫に努めました。

これらの取り組みによって、販売台数は、リテールでは前期より増加いたしました。リテールへ商品在庫を確保し続けたことにより、ホールセールでは前期より減少して、全体としては前期よりやや減少する結果となりました。一方、車輛売上単価(一台当たりの売上高)が前期より大幅に上昇したため、売上高は増収となりました。加えて、平均粗利額(一台当たりの粗利額)が前期より大幅に上昇したため、売上総利益も増益となりました。

営業利益以降の各段階利益につきましては、リテール、ホールセールいずれも好調であったため前期より大幅な増益となりました。

以上の結果、売上高26,570,000千円(前期比18.9%増)、営業利益1,558,930千円(前期比120.3%増)、経常利益1,770,170千円(前期比105.9%増)、当期純利益1,226,182千円(前期比106.3%増)となり、売上高、当期純利益は過去最高を更新いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は499,407千円であり、その主な内訳は以下のとおりであります。

車両運搬具	184,903千円
新店舗の移転工事	94,281千円
次世代基幹システム追加開発費用	61,420千円
店舗及び駐車場の敷金及び保証金	45,406千円
バイク王公式ホームページ	44,042千円

既存店舗への設備投資関連費用	29,460千円
認証整備工具及び整備器具備品	17,003千円
ECサイト	7,360千円

- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第21期 (2018年11月期)	第22期 (2019年11月期)	第23期 (2020年11月期)	第24期 (当事業年度) (2021年11月期)
売 上 高 (千円)	19,921,561	20,119,597	22,349,284	26,570,000
営 業 利 益 (千円)	65,930	210,731	707,606	1,558,930
経 常 利 益 (千円)	187,215	359,720	859,894	1,770,170
当 期 純 利 益 (千円)	87,292	205,783	594,283	1,226,182
1株当たり当期純利益 (円)	6.25	14.74	42.55	87.80
総 資 産 (千円)	5,544,927	6,180,165	7,655,575	9,248,976
純 資 産 (千円)	3,899,273	4,049,318	4,580,793	5,660,425
1株当たり純資産額 (円)	279.21	289.95	328.01	405.31

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の経営方針を掲げております。

経営方針

当社は、次に定める経営理念に基づき、ビジョンの実現を通じた持続的な成長と社会的な存在意義の創出および中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

<経営理念>

常に成長を求める事 共に成長を喜べる事

お客様の笑顔を追求する事

社会の発展に寄与する事 未来への文化を創造する事

そして常に夢を持ち続け愛される企業を実現します

<ビジョン>

当社は、「バイクライフの生涯パートナー」をビジョンとして掲げております。

当社が掲げる「バイクライフの生涯パートナー」とは、従来のバイク買取専門店としての「バイク王」から、バイクに係る全てのサービスを総合的に提供する「バイクのことならバイク王」と言われるブランドへ進化することを目指すものです。

そして、一人ひとりのお客様満足度のさらなる充実とともに長期にわたって多くのお客様に支持していただける企業となること、さらに、お客様とともにより豊かなバイクライフを創り上げていく企業となることを実現したいと考えております。

当社は持続的な成長に向けて新たにコーポレートミッションとして「まだ世界にない、感動をつくる。」を掲げ、ビジョンである「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて確実に経営戦略を遂行していくため、上記を踏まえ、以下の課題について対処してまいります。

① 人財・育成の強化、管理体制の充実

当社は、持続的な成長を目指したHRM（ヒューマンリソースマネジメント）を実施することに加え、国籍、性別、性的指向、年齢等をはじめとした様々な人財の多様性を尊重し、社員一人ひとりの能力が最大限発揮する環境を構築してまいります。役員や管理職においても価値観や働き方のダイバーシティに対する意識改革を推進するとともに、外国人の正社員を積極的に採用することで整備士の確保に努めてまいります。高度な専門性を有する機能については外部のコンサルタントを活用した業務効率改善に新たに取り組むことにより、効率的かつ多面的な観点から企業価値向上に資するように努めてまいります。

② サービス循環の仕組みの構築

当社は、お客様一人ひとりのライフサイクルに合わせた最適なサービス・商品を提供することにより、顧客満足度を高めるためのCRM（カスタマーリレーションシップマネジメント）戦略を推進してまいります。これにより、これまでのバイクの買取および販売サービスだけではなく整備を起点にしたサービスやバイク周辺サービスの充実を図り、お客様との新たな接点を創出するとともに常に選ばれる仕組みを構築し定着化してまいります。

③ オペレーション改革による新たなビジネスモデルへの変革

当社は、マーチャндаイジングサイクルを見直し、生産性を向上させていくため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、新たなビジネスモデルへの変革に積極的に取り組んでまいります。また、実店舗とECの融合によって、相互送客を実現するとともにサービス基盤を強化するプラットフォームを構築してまいります。

④ 財務体質の強化

当社は、経営の健全性を保つために、キャッシュ・フローを重視した経営に努めておりますが、今後の事業強化や拡大を図るための資金が必要となります。手元資金に加え、資金調達を実施し、リスクに耐え得る財務基盤の構築をしてまいります。なお、店舗開発およびネットワーク拡大では、キャッシュ・フローとバランスのとれた回収可能性の高い設備投資を実施、ならびに投資基準の明確化を図り資金調達等の対応に努めてまいります。

⑤ 最新技術を活用した独自サービスの提供

当社は、蓄積されたデータのさらなる有効活用と利便性向上を目指し、RPA（ロボティクスプロセスオートメーション）の活用によりコスト削減・効率化に努めてまいります。また、情報の獲得に向けた仕組みの構築やDXの推進により、マーケティングの強化、分析環境の構築、情報の可視化、IT人財の育成を実施し、情報から新たな価値を創出してまいります。

(5) 主要な事業内容(2021年11月30日現在)

事業名	事業内容
バイク事業	バイク買取・小売販売

(6) 主要な事業所(2021年11月30日現在)

名称		所在地
本社		東京都港区
コンタクトセンター		埼玉県さいたま市大宮区
第二コンタクトセンター		秋田県秋田市
第三コンタクトセンター		山口県山口市
横浜物流センター		神奈川県横浜市鶴見区
寝屋川物流センター		大阪府寝屋川市
神戸物流センター		兵庫県神戸市中央区
店舗	北海道・東北エリア	宮城県仙台市泉区等5店舗
	関東エリア	埼玉県上尾市等25店舗
	甲信・北陸エリア	長野県長野市等4店舗
	東海エリア	愛知県名古屋市港区等7店舗
	近畿エリア	兵庫県伊丹市等12店舗
	中国・四国エリア	岡山県岡山市北区等4店舗
	九州・沖縄エリア	福岡県糟屋郡等6店舗

(7) 使用人の状況(2021年11月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
949名	91名増	33.6歳	7.4年

(注) 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況(2021年11月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円
株式会社三井住友銀行	300,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2021年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石川秋彦	内部監査室管掌
取締役会長	加藤義博	
取締役常務執行役員	大谷真樹	コンタクトセンター管掌
取締役執行役員	小宮謙一	経営戦略部門・管理部門・流通事業部管掌
取締役執行役員	澤篤史	バイクライフプランニング事業部管掌 (株)バイク王ダイレクト 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	上沢徹二	
取締役 (監査等委員)	齊藤友嘉	齊藤友嘉法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	三上純昭	(株)日本ビジネスマッチング 代表取締役

- (注) 1. 取締役齊藤友嘉氏および三上純昭氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部統制部門等との連携強化を目的に、上沢徹二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員である取締役上沢徹二氏は、金融機関および事業会社における長年に亘る豊富な経験と幅広い知識を有しており、また、役員として企業経営に携わっていた経験により、財務・会計およびガバナンスに関する経験ならびに相当程度の知見を有しております。

【ご参考】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の社外取締役の独立性判断基準を定めております。

詳細は、「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」

<https://www.8190.co.jp/ir/strategy/governance.html>

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を

限度額としております。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものとなります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社および当社の子会社の取締役（監査等委員を除く）、監査等委員である取締役、監査役および執行役員であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。

役員報酬の基本方針

経営理念および「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けた優秀な経営陣の確保に資するものであること

会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること

株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めることを主眼としたものであること

中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会であります。また、公正かつ透明性の高い取締役の評価を行うため、構成員の半数以上を社外取締役とする諮問委員会で取締役の報酬について協議し、その結果を代表取締役および取締役会へ答申しております。なお、諮問委員会の構成につきましては、「9. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方（2）ガバナンスの充実を図る任意の仕組みの活用状況に関する事項」に記載のとおりであります。

当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の決定過程における取締役会および諮問委員会の活動は、以下のとおりです。

2020年12月11日 諮問委員会において役員報酬全般についての審議

2021年1月26日 諮問委員会において役員報酬の基本方針ならびに固定報酬および変動報酬の基準についての審議

2021年2月10日 諮問委員会において固定報酬および変動報酬の基準
ならびに個別金額についての審議
2021年2月25日 取締役会において役員報酬の基本方針、固定報酬
および基準報酬の基準ならびに個別金額についての審議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定については、株主総会において決議された総額のうち、経営にかかわる技能・知識・経験等の適性および業績に対する貢献度等を総合的に鑑み、妥当であると考えられる金額を取締役会にて協議して決定いたします。具体的には、職責、在任期間、個人実績および役位に応じて基準報酬を定め、基準報酬は固定報酬と変動報酬で構成しており、変動報酬は経常利益を判定基準として、その達成状況に応じて決定することとしております。判定金額を経常利益として選択した理由は、当社が成長性と収益性を重要な経営上の指標とし、経常利益を具体的な指標としているためです。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、経常利益920百万円以上で段階的に変動報酬を設定しており、実績は1,770百万円であります。

取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬決定については、株主総会において決議された総額内にて、監査等委員である取締役の協議により、決定いたします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日およびその内容については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。決議当時の対象取締役は4名となります。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。決議当時の対象取締役は3名となります。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	158,892千円	158,892千円	-	-	5名
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	24,900千円 (9,600千円)	24,900千円 (9,600千円)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外取締役)	183,792千円 (9,600千円)	183,792千円 (9,600千円)	-	-	8名 (2名)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）齊藤友嘉氏は、齊藤友嘉法律事務所の弁護士であります。なお、当社と齊藤友嘉法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）三上純昭氏は、㈱日本ビジネスマッチングの代表取締役であります。なお、当社と㈱日本ビジネスマッチングとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況および社外役員が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	齊藤友嘉	<p>当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会19回中19回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役 (監査等委員)	三上純昭	<p>当事業年度開催の取締役会20回中20回に出席し、報告事項や決議事項について、役員として企業経営に携わっている経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>当事業年度開催の監査等委員会19回中19回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,500千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の解任または不再任が妥当であると監査等委員会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任について、株主総会に議案として提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行っております。

また、代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。またリスク管理委員会およびコンプライアンス担当部門により、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、リスク管理委員会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
- ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社取締役執行役員および執行役員によって構成される執行役員会において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。
- ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。
- ③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
- ④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。また、監査等委員である取締役は当社の監査等委員でない取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から専属の監査等委員会補助者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査等委員会に報告することとする。また、当社は当該報告をした者に対し不利な取り扱いを行わないこととする。

② 監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、あらかじめ定められた監査等委員を通じて、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることができる。

③ 監査等委員である取締役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は、内部監査室に対して指示を行うことができるものとし、その指示を優先させるものとする。

④ 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないとは認められる場合を除き、速やかに対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、「内部統制システムの基本方針」に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会で確認することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。またコンプライアンスについては、社員の入社時ならびに職位に応じた研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

9. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に応える経営を実現するため、各ステークホルダーの権利を尊重し、経営の公正性および透明性を確保するとともに、説明責任を十分に果たしてまいります。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する迅速・果断な意思決定が遂行できるコーポレートガバナンス体制を構築いたします。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みや考え方をまとめ「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」として制定しております。

(1) 取締役の指名に関する方針

取締役の指名については、取締役規程で定めた当社取締役としての資格要件、経営に係る技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、各取締役が取締役候補者を推薦し、取締役会にて協議して候補者を決定いたします。

なお、公正かつ透明性の高い取締役候補者の指名となるよう諮問委員会を設置し、代表取締役の諮問を受けて取締役候補者の指名について協議いたします。

取締役の選任については、構成員の半数以上を社外取締役とする諮問委員会において審議・答申し、客観性・透明性のあるプロセスを経ることとしております。

また、代表取締役および取締役の解任については、それぞれ適宜諮問委員会で解任に関する協議を行い、取締役会へ答申することとしております。

(2) ガバナンスの充実を図る任意の仕組みの活用状況に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会および代表取締役の諮問機関として、任意の諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、3名以上で構成し、その半数以上は社外取締役としております。

諮問委員会は、①取締役の選任に関する事項、②取締役の報酬に関する事項、③その他取締役会および代表取締役より諮問された事項について協議し、助言・提言を行っております。当事業年度においては、諮問委員会は11回開催しており、その協議事項は、上記①および②に加え、③として取締役会の実効性評価やコーポレートガバナンスの深化について協議し、その結果を取締役会および代表取締役へ答申しております。

(注)本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(2021年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,752,175	流 動 負 債	3,054,389
現金及び預金	944,217	買掛金	277,017
売掛金	191,499	短期借入金	600,000
商成品	5,431,779	リース債務	72,406
貯蔵品	7,304	未払金	533,540
前渡金	11,570	未払費用	206,548
前払費用	100,962	未払法人税等	426,504
未収入金	22,418	未払消費税等	712
その他の	50,066	前受金	705,062
貸倒引当金	△7,642	預り金	23,519
		前受収益	5,271
固 定 資 産	2,496,800	賞与引当金	197,220
有 形 固 定 資 産	853,316	商品保証引当金	4,867
建物	468,599	資産除去債務	1,255
構築物	21,531	その他	462
車両運搬具	53,931	固 定 負 債	534,161
工具、器具及び備品	65,922	リース債務	198,679
リース資産	243,331	資産除去債務	233,722
		その他	101,759
無 形 固 定 資 産	710,201	負 債 合 計	3,588,550
商標権	1,788		
ソフトウェア	700,781	純 資 産 の 部	
電話加入権	7,631	株 主 資 本	5,660,160
投 資 そ の 他 の 資 産	933,282	資本金	590,254
投資有価証券	661	資本剰余金	609,877
関係会社株式	257,236	資本準備金	609,877
出資金	290	利益剰余金	4,816,289
長期貸付金	27,959	利益準備金	13,250
従業員に対する長期貸付金	2,880	その他利益剰余金	4,803,039
長期前払費用	6,227	別途積立金	1,230,000
敷金及び保証金	407,973	繰越利益剰余金	3,573,039
繰延税金資産	224,521	自 己 株 式	△356,261
その他	26,556	評価・換算差額等	265
貸倒引当金	△19,150	その他有価証券評価差額金	265
関係会社投資損失引当金	△1,873	純 資 産 合 計	5,660,425
資 産 合 計	9,248,976	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,248,976

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		26,570,000
商品期首たな卸高	3,179,233	
当期商品仕入高	15,482,312	
商品保証引当金繰入額	1,827	
商品期末たな卸高	18,663,374	
商品売上原価	5,431,779	
流通整備原価	13,231,595	
	1,385,571	14,617,166
売上総利益		11,952,833
販売費及び一般管理費		10,393,903
営業利益		1,558,930
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,493	
クレジット手数料収入	155,440	
受取賃貸料	8,616	
為替差益	1,069	
その他	18,882	214,502
営業外費用		
支払利息	3,017	
その他	244	3,261
経常利益		1,770,170
特別利益		
固定資産売却益	397	
関係会社株式売却益	14,148	14,545
特別損失		
固定資産除却損	395	
減損	30,127	
貸倒引当金繰入額	2,792	
関係会社投資損失引当金繰入額	1,873	
関係会社株式評価損	13,313	48,502
税引前当期純利益		1,736,214
法人税、住民税及び事業税	555,680	
法人税等調整額	△45,649	510,031
当期純利益		1,226,182

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年12月1日から
2021年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金	繰越利益 剰余金	
				別途積立金			
2020年12月1日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	2,493,495	3,736,745
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△146,638	△146,638
当期純利益						1,226,182	1,226,182
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	—	—	1,079,543	1,079,543
2021年11月30日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	3,573,039	4,816,289

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2020年12月1日残高	△356,229	4,580,648	144	144	4,580,793
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△146,638			△146,638
当期純利益		1,226,182			1,226,182
自己株式の取得	△32	△32			△32
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			120	120	120
事業年度中の変動額 合計	△32	1,079,511	120	120	1,079,632
2021年11月30日残高	△356,261	5,660,160	265	265	5,660,425

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品および貯蔵品については、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備)	8～22年
構築物	10～15年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社株式の実質価額低下に伴う損失に備えるため、健全性の観点から、財政状態を勘案して実質価額の低下に相当する額について引当金を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる店舗等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては店舗閉鎖損失引当金は計上しておりません。

⑤ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日企業会計基準委員会）を当事業年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

店舗における	有形固定資産	400,307千円
	減損損失	30,127千円

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	バイク王いわき店他 (6事業所)	建 物	27,156
		構 築 物	1,816
		工具、器具及び備品	1,153

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

② 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗の出店形態(専門店、複合店)に関わらず全ての店舗を減損兆候判定の対象としております。将来キャッシュ・フローの算定に用いた主要な仮定は各店舗の事業計画の基礎となるバイクの仕入台数、販売台数、売上単価、仕入単価等の市場に影響される指標、広告宣伝費、人件費等の予測を考慮した営業利益であります。

③ 翌年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、経営環境の変化等により今後著しく収益性が低下し、見積りが大きく相違した場合、翌年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,627,116千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	121,485千円
関係会社に対する短期金銭債務	7,792千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 10,574,232千円

仕入高 18,418千円

販売費及び一般管理費 107,079千円

営業取引以外の取引による取引高 69,324千円

※当事業年度において関係会社株式会社ヤマトについて、関係会社株式評価損13,313千円を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 15,315,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,350,027株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 2月25日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	69,828	5.00	2020年 11月30日	2021年 2月26日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 7月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	76,810	5.50	2021年 5月31日	2021年 8月2日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2022年2月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 2月25日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	139,655	10.00	2021年 11月30日	2022年 2月28日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産評価損	41,316千円
未払事業税	28,231
未払事業所税	2,847
賞与引当金	60,389
貸倒引当金	8,204
関係会社投資損失引当金	573
関係会社株式評価損	9,747
減価償却超過額	64,276
繰延資産償却超過額	958
減損損失	32,240
資産除去債務	71,950
その他	38,601
繰延税金資産 小計	359,337
評価性引当額	△105,221
繰延税金資産 合計	254,115

(繰延税金負債)

有形固定資産	△29,476千円
その他有価証券評価差額金	△117
繰延税金負債 合計	△29,593
繰延税金資産の純額	224,521

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	3.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5%
法人税から控除される所得税額	△0.6%
所得拡大促進税制による税額控除	△4.6%
評価性引当額の増加	0.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.4%</u>

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	69,412千円
1 年 超	93,006千円
合 計	<u>162,419千円</u>

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	2,872千円
1 年 超	—千円
合 計	<u>2,872千円</u>

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、当社が関係会社の役員に対し行っているものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社や店舗の賃貸借契約にともなうものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、その全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

(ロ) 市場リスクの管理

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す体制としております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	944,217	944,217	-
(2) 売掛金	191,499	191,499	-
(3) 未収入金 貸倒引当金(*)	22,418 △1,851		
(4) 投資有価証券	20,567 661	20,567 661	- -
(5) 長期貸付金 貸倒引当金(*)	27,959 △19,150		
(6) 敷金及び保証金	8,809 407,973	8,814 408,118	4 145
資産計	1,573,728	1,573,878	150
(1) 買掛金	277,017	277,017	-
(2) 短期借入金	600,000	600,000	-
(3) リース債務	271,086	270,615	△470
(4) 未払金	533,540	533,540	-
(5) 未払費用	206,548	206,548	-
(6) 未払法人税等	426,504	426,504	-
(7) 預り金	23,519	23,519	-
負債計	2,338,216	2,337,746	△470

(*) 未収入金、長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、および(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であるため、時価は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	257,236
出資金	290

(注) 当事業年度において、関係会社株式評価損13,313千円および関係会社投資損失引当金1,873千円の計上を行っております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	944,217	—	—	—
売掛金	191,499	—	—	—
未収入金	22,418	—	—	—
長期貸付金	25,959	2,000	—	—
敷金及び保証金	89,848	60,900	219,643	37,582
合計	1,273,943	62,900	219,643	37,582

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	72,406	62,074	42,190	30,030	25,950	38,433
合計	72,406	62,074	42,190	30,030	25,950	38,433

10. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	235,800千円
持分法を適用した場合の投資の金額	583,709千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	84,759千円

11. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク事業における店舗等について不動産賃借契約を締結しており、当該不動産賃借契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク事業における店舗等については、使用見込期間を10年から22年、割引率は0.00%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	215,239千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	27,276千円
時の経過による調整額	1,928千円
資産除去債務の履行による減少額	△9,466千円
当事業年度末残高	234,977千円

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの 該当事項はありません。

12. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注3)	科 目	期末残高
関連会社	㈱ジャパンバイク オークション	所有 直接30.0%	オークション 取引	オークション の売上(注1)	10,573,845	売掛金	79,900
				配当金の受取	30,005	—	—
				株式の売却 (注2)	29,868	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
2. ㈱ジャパンバイクオークションへの株式の売却は、当社が保有する同社株式の一部を同社の自己株式取得に応じて譲渡したものであり、その価格条件については、純資産等を基礎として協議の上、決定しております。なお、株式の売却にあたり、関係会社株式売却益14,148千円を計上しております。
3. 取引金額には消費税等を含めておりません。

13. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	405円31銭
1株当たり当期純利益	87円80銭

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022 年 1 月 17 日

株式会社バイク王&カンパニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 野 博 嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニーの2020年12月1日から2021年11月30日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年12月1日から2021年11月30日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年1月24日

株式会社バイク王&カンパニー
監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 上 沢 徹 二 ㊟

監 査 等 委 員 齊 藤 友 嘉 ㊟

監 査 等 委 員 三 上 純 昭 ㊟

(注) 監査等委員齊藤友嘉及び三上純昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第24期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第24期の期末配当につきましては、かかる方針を踏まえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額 139,655,730円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年2月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いしかわ あきひこ 石川秋彦 (1964年9月23日)	1987年2月 (株)ナショナルオート入社 1994年9月 メジャーオート(有)設立 代表取締役社長 1998年9月 当社設立 取締役会長 2006年3月 (株)パーク王 取締役 2008年9月 SIAM IK CO., LTD. 設立 取締役社長 2011年2月 当社代表取締役会長 2011年3月 当社内部監査室・業務サポート室・教育研修室管掌 2013年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・第一/第二買取事業部・商品流通事業部管掌 2014年2月 当社代表取締役社長 2014年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌 2015年2月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 2017年12月 当社バイクライフプランニング事業部管掌 2018年2月 当社バイクライフプランニング事業部・コーポレート部門・業務サポート室管掌 2018年12月 当社バイクライフプランニング事業部・業務サポート室管掌 2020年12月 当社バイクライフプランニング事業部管掌 2021年2月 当社内部監査室管掌（現任）	3,922,900株
<取締役候補者とした理由について> 石川秋彦氏は、加藤義博氏と1998年に当社を設立以来、長年に亘る豊富な経営経験および経営全般に関する知見を有していることから、経営の推進に適任であると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	か とう よし ひろ 加 藤 義 博 (1971年1月31日)	1991年3月 (株)ナショナルオート入社 1997年11月 (有)ケイ設立 代表取締役社長 1998年9月 当社設立 代表取締役社長 2003年12月 (有)ケイ 取締役 2007年6月 (株)アイケイモーターサイクル 代表取締役 社長 2011年3月 当社企画本部管掌 2013年12月 当社内部監査室管掌 2014年2月 当社取締役会長 (現任) 2017年3月 当社内部監査室・教育研修室管掌 2018年12月 当社内部監査室管掌	3,059,000株
<p><取締役候補者とした理由について> 加藤義博氏は、石川秋彦氏と1998年に当社を設立以来、代表取締役社長および取締役会長を歴任し、長年に亘る豊富な経営経験および経営全般に関する知見を有していることから、経営の推進に適任であると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
3	おお たに ま き 大 谷 真 樹 (1971年1月22日)	1997年11月 (有)オーケイ 取締役 2000年11月 当社入社 2001年1月 当社取締役営業本部長 2007年2月 (株)アイケイモーターサイクル 取締役 2007年5月 (株)パーク王 取締役 2007年11月 当社取締役副社長 営業本部管掌 2008年6月 当社ダイレクトショップ本部長 2009年12月 当社教育研修室管掌 2011年9月 (株)パーク王 代表取締役 2012年3月 当社駐車場事業部管掌 2013年12月 当社小売事業部管掌 2014年2月 当社常務取締役 2014年12月 当社商品流通事業部管掌 2015年2月 当社取締役常務執行役員 (現任) 2017年12月 当社コンタクトセンター・商品流通事業部 管掌 2018年12月 当社コンタクトセンター管掌 (現任)	300株
<p><取締役候補者とした理由について> 大谷真樹氏は、長年に亘り営業部門を牽引し、経営的視点を十分に持ち合わせており、経営全般に関する知見を有していることから、当社の持続的成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	こみや けん いち 小宮 謙一 (1968年9月14日)	1992年4月 ㈱リクルート入社 1999年8月 ソフトバンク㈱入社 2001年4月 イー・ショッピング・カーグッズ㈱ 代表取締役社長 2002年6月 ソフトバンク・ヒューマンキャピタル㈱ 取締役営業本部長 2006年9月 ㈱クレディコム設立 代表取締役社長 2018年2月 当社取締役執行役員（現任） 当社コミュニケーション部門管掌 2018年12月 当社事業企画部門・管理部門管掌 2020年12月 当社経営戦略部門・管理部門・流通事業部管掌 2021年12月 当社経営戦略部門・管理部門管掌（現任）	500株
<取締役候補者とした理由について> 小宮謙一氏は、他企業において長年に亘り代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験および見識を有しており、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、当社の持続的成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
5	さわ あつ し 澤 篤史 (1977年2月4日)	1998年9月 当社入社 1999年7月 当社営業部長 2002年8月 当社経営企画室長 2007年9月 当社経営管理室長 2007年12月 当社社長室長 2008年12月 当社総合管理本部長 2011年3月 当社企画本部長 2013年12月 当社マーケティング戦略部門長 2014年12月 当社執行役員 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター担当 2017年12月 当社バイクライフプランニング事業部担当 2021年2月 当社取締役執行役員（現任） 当社バイクライフプランニング事業部管掌 2021年4月 ㈱バイク王ダイレクト 代表取締役（現任） 2021年12月 当社バイクライフプランニング事業部・流通事業部管掌（現任）	53,700株
<取締役候補者とした理由について> 澤篤史氏は、当社入社以来、長年に亘り営業部門および管理部門の責任者を歴任しており、その経験により当社事業に関する幅広い見識を十分に有していることから、当社の持続的成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の選任については、取締役規程で定めた当社取締役としての資格要件、経営に係る技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、構成員の半数以上を社外取締役とする諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて協議して候補者を決定しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険により補填することとしております。各候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案通りに承認された場合の、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者および監査等委員である取締役の主たる経験分野・専門性は以下のとおりとなります。

	候補者 番号	氏名	スキル・経験					I T
			企業経営 経験	店舗開 発／マー ケティング グ	人材／組 織開発	財務会 計／M&A	ガバナ ンス	
取締役（監 査等委員で ある取締役 を除く。）候 補者	1	石川 秋彦	●	●		●	●	
	2	加藤 義博	●	●	●			
	3	大谷 真樹	●	●		●	●	
	4	小宮 謙一	●		●			●
	5	澤 篤史		●	●		●	
監査等委員 である取締 役	-	上沢 徹二	●		●	●	●	●
	-	齊藤 友嘉					●	
	-	三上 純昭	●	●	●	●	●	

(注) 上記一覧表は、取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
もり や たつ お 守屋達雄 (1952年1月17日)	2006年8月 ㈱銚子丸 社外監査役	—
	2006年9月 社会保険労務士法人プロジェクト設立 代表社員 (現任)	
	2007年6月 ㈱ラムラ 社外取締役 (現任)	
	2018年8月 ㈱銚子丸 取締役 (監査等委員) (現任)	
<p><補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割について></p> <p>守屋達雄氏は、他企業において、取締役および監査役としての経験を有していることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。また、守屋達雄氏が就任された場合には、社会保険労務士および経営者として培ってきた豊富な知見を、当社の監査体制に活かさせていただくことを期待しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 守屋達雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 本議案が承認され、守屋達雄氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 本議案が承認され、守屋達雄氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、監査等委員である取締役として、当社と守屋達雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任および当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険により補填することとしております。守屋達雄氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに赤坂有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

現在の会計監査人につきましては、会計監査が適切かつ妥当に行われる体制を十分に備えているものと考えておりますが、監査報酬の増加が見込まれる状況である旨の説明を受けたことや、監査継続期間が長期にわたっていることから、当社の事業規模に見合った監査対応と監査費用の相当性を総合的に検討いたしました。

監査等委員会が赤坂有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の品質管理体制、独立性、専門性および監査報酬の水準を総合的に検討した結果、当社の事業規模に適任であると判断したためであります。

会計監査人の候補者は次のとおりであります。

(2021年11月30日現在)

名 称	赤坂有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂1丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4階
沿 革	2008年5月 設立 2008年6月 金融庁登録
概 要	構成人員 公認会計士 48名 税理士 4名 その他従業員 61名

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および取締役を兼務しない執行役員で使用人でない執行役員（以下、あわせて「取締役等」といい、断りのない限り同様とする。）を対象に、当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）の給付を行う株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一任いただきたく存じます。また、取締役を兼務しない執行役員で使用人でない執行役員（以下、「委任型執行役員」といいます。）も本制度の対象であり、同一の信託を使用しますが、委任型執行役員にかかる報酬額および株式数は、本議案の対象としていません。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、価格下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的としております。

かかる目的に照らし、当社として、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額200,000千円以内）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、5名となります。

なお、本議案につきましては、諮問委員会の審議を経た上で付議しております。また、当社の監査等委員会は、本制度の導入目的、内容等を勘案し、本制度の導入は相当であると判断しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて、各取締役等に給付する株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、各対象期間の最終事業年度の業績評価確定後とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

2022年11月末日で終了する事業年度から2024年11月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2022年4月（予定）から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。）。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）分として189百万円、委任型執行役員分として2百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）分として189百万円、委任型執行役員分として2百万円を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付未了のものを除く。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、当初対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

(注) 当社株式取得資金には、信託報酬等の必要費用の見込み額を含んでおります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）分として94,560株、委任型執行役員分として960株を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間についても上述の各株数を上限として取得するものとします。

(7) 取締役等に付与する当社株式の算定方法および上限

当社は、取締役等に対して、毎年、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度等に応じて算出されたポイントを付与します。

当初対象期間中の3事業年度に付与するポイント数の合計は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）分として94,560ポイント、委任型執行役員分として960ポイントを上限とする予定です。また、当初対象期間経過後の対象期間については上述の各ポイントを上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(8) 取締役等に対する当社株式等の給付

取締役等については、各対象期間の最終事業年度の業績評価確定後に、株式給付規程に定める受益者確定手続を行うことにより、各対象期間中に付与された累計ポイント数に応じた当社株式等を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

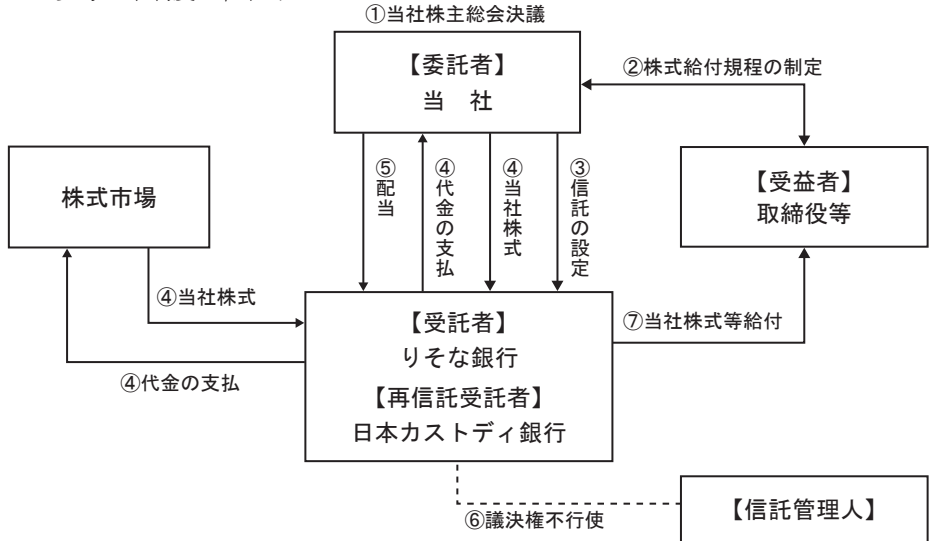
(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は、取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拋出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）並びに委任型執行役員においては、役位および業績目標の達成度等に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、各対象期間の最終事業年度の業績評価確定後に、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

第6号議案 監査等委員である取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の監査等委員である取締役（以下、本議案において「取締役」といい、断りのない限り同様とする。）を対象に、当社株式および当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）の給付を行う株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、監査等委員である取締役の協議に一任いただきたく存じます。

本制度は、当社の取締役に対し、株主の皆様との価値共有により、監査を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献することを目的としており、業績非連動型の株式報酬制度を導入するものであります。

かかる目的に照らし、当社として、本議案の内容は相当であると考えております。

本議案は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額（年額30,000千円以内）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、3名となります。

なお、本議案につきましては、諮問委員会の審議を経た上で付議しております。また、当社の監査等委員会は、本制度の導入目的、内容等を勘案し、本制度の導入は相当であると判断しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式等を、本信託を通じて、各取締役に給付する株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、各対象期間の最終事業年度の業績評価確定後とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

取締役とします。

(3) 本制度の対象期間

2022年11月末日で終了する事業年度から2024年11月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度（取締役会で別途3事業年度を超える期間を決議した場合には当該期間）ごとの期間（以下、当初対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」と

います。)とします。

(4) 信託期間

2022年4月(予定)から本信託が終了するまでとします(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものといたします。)

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、18百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします(注)。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、18百万円を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該対象期間の開始日の直前に本信託の信託財産内に残存する当社株式(当該対象期間の前までの各対象期間(当初対象期間を含む)において取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付未了のものを除く。)および金銭(以下、あわせて「残存株式等」といいます。)があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。

なお、当社は、当初対象期間中を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が上述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

(注)当社株式取得資金には、信託報酬等の必要費用の見込み額を含んでおります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で、株式市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会後に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、8,550株を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間についても上述の各株数を上限として取得するものとします。

(7) 取締役が付与する当社株式の算定方法および上限

当社は、取締役に対して、毎年、株式給付規程に基づき役位に応じて算出されたポイントを付与します。

当初対象期間中の3事業年度に付与するポイント数の合計は、8,550ポイントを上限とする予定です。また、当初対象期間経過後の対象期間については上述の各ポイントを上限とする予定です。

なお、付与されたポイントは、取締役に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(8) 取締役に対する当社株式等の給付

取締役については、各対象期間の最終事業年度の業績評価確定後に、株式給付規程に定める受益者確定手続を行うことにより、各対象期間中に付与された累計ポイント数に応じた当社株式等を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭の給付を行うため、本信託内で当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

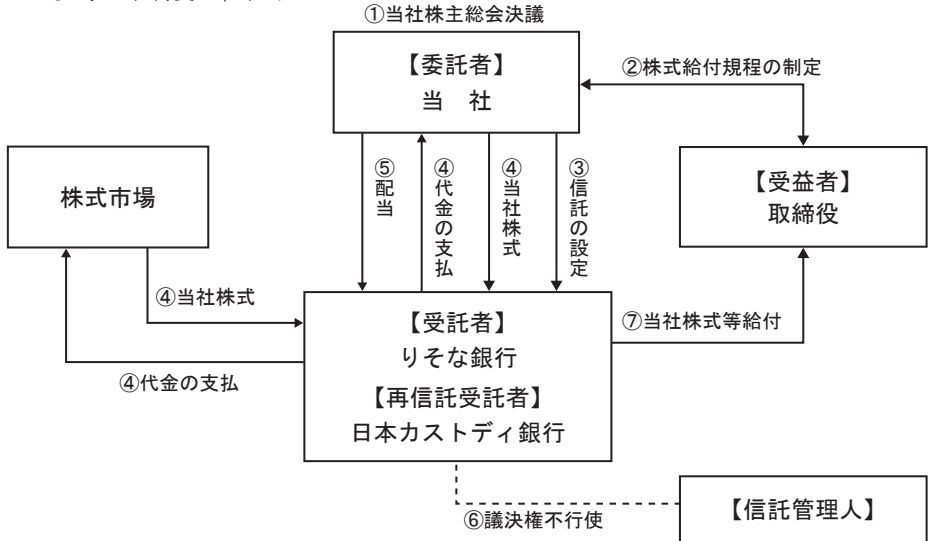
(11) 信託期間終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は、取締役と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）又は株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき役位に応じて、事業年度毎にポイントが付与され、各対象期間の最終事業年度の業績評価確定後に、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」



交 通 JR、東京モノレール……………浜松町駅(北口) 徒歩約7分
地下鉄(大江戸線・浅草線)…大門駅(B2出口) 徒歩約8分
新交通ゆりかもめ……………竹芝駅 徒歩約1分

※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

ウェブサイトのご案内

当社のホームページでは、会社概要やIR情報、最新のニュースなど様々な情報を公開しております。ぜひご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.8190.co.jp/>

IRメール配信サービス <https://www.8190.co.jp/ir/mail/>

